

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案(閣法第三四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、特殊法人等改革の一環として、日本障害者雇用促進協会を解散して独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法人の名称及び目的

- 1 名称は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「機構」という。)とする。
- 2 機構は、高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営等の業務を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

二 資本金

機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とするほか、政府は、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

三 役員

機構に、役員として、理事長及び監事二人を置くとともに、理事五人以内を置くことができる。

四 主な業務

- 1 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主等に対して給付金を支給する。
 - 2 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主等に対して相談その他の援助を行う。
 - 3 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行う。
 - 4 障害者職業センターの設置及び運営を行う。
 - 5 障害者職業能力開発校の運営を行う。
 - 6 障害者雇用納付金関係業務を行う。
- 五 その他
- 日本障害者雇用促進協会は、機構の成立時に解散する。

六 施行期日

この法律は、一部を除き公布の日から施行する。